

(令和5年5月22日提出)

令和5年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和5年5月議会臨時会議案

目 次

議案第32号	令和5年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第33号	損害賠償の額の決定について	4
議案第34号	市長専決処分について	5

議案第 3 2 号

令和 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 5 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 8, 9 2 0, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 2 2 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		76,669,530	2,650,000	79,319,530
	2 国庫補助金	20,213,198	2,650,000	22,863,198
歳 入	合 計	406,270,000	2,650,000	408,920,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		127,536,949	2,650,000	130,186,949
	1 社会福祉費	10,471,337	2,650,000	13,121,337
歳 出	合 計	406,270,000	2,650,000	408,920,000

議案第 33 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和 5 年 5 月 22 日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院において脊髄造影検査を実施した際、脊髄を損傷し、下肢対麻痺が残存した医療事故

2 相手方

新潟市在住の男性

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、19,000,000円とする。

議案第 34 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 5 年 5 月 22 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 4 年度分）

専決第 4 号 令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 11 号）専決処分書

（令和 5 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号 令和 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分書

専決第4号

令和4年度新潟市一般会計補正予算（第11号）専決処分書

令和4年度新潟市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,209,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方消費税交付金		20,068,688	69,954	20,138,642
	1 地方消費税交付金	20,068,688	69,954	20,138,642
19 国庫支出金		95,469,702	896,633	96,366,335
	1 国庫負担金	58,364,252	69,955	58,434,207
	2 国庫補助金	36,787,508	826,678	37,614,186
22 寄附金		859,400	27,650	887,050
	1 寄附金	859,400	27,650	887,050
23 繰入金		3,078,862	△ 826,678	2,252,184
	1 基金繰入金	2,619,974	△ 826,678	1,793,296
歳 入	合 計	436,042,300	167,559	436,209,859

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		44,716,143	27,650	44,743,793
	1 総務管理費	38,494,522	27,650	38,522,172
3 民生費		138,788,530	139,909	138,928,439
	3 障がい福祉費	25,873,031	139,909	26,012,940
歳 出	合 計	436,042,300	167,559	436,209,859

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	病院群輪番制病院設備整備費補助金	11,364

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（住民記録システム）	95,300	154,568
8 土木費	5 公園緑地費	なぎさのふれあい広場緑化事業	8,556	14,305

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条中「第 5 号の 1 5 様式」の次に「又は第 5 号の 1 5 の 2 様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第 43 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 44 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 94 条第 1 項及び第 5 項並びに第 97 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 8 条の 2 第 3 項中「第 15 条第 1 5 項本文」を「第 15 条第 1 4 項本文」に改め、同条第 4 項中「第 15 条第 2 6 項第 1 号イ」を「第 15 条第 2 5 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「第 15 条第 2 6 項第 1 号ロ」を「第 15 条第 2 5 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「第 15 条第 2 6 項第 1 号ハ」を「第 15 条第 2 5 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「第 15 条第 2 6 項第 1 号ニ」を「第 15 条第 2 5 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「第 15 条第 2 6 項第 2 号イ」を「第 15 条第 2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 9 項

中「第15条第26項第2号ロ」を「第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項
中「第15条第26項第2号ハ」を「第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項
中「第15条第26項第3号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項
中「第15条第26項第3号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項
中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項
中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第15項中「第15条第3
3項」を「第15条第32項」に改め、同条第17項を削る。

附則第8条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「第7条第13項」を「第
7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家
屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項
に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施
行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法
人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3
月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1
日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、
「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改
め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に

規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第14条第5項から第8項までを削る。

附則第14条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第19条の4中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項、第32項、第35項若しくは第39項」に改める。

附則第37条第2項中「附則第39条第1項の規定により計算した額」を「前条の額に500円を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決第2号

令和5年度新潟市一般会計補正予算（第2号）専決処分書

令和5年度新潟市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,270,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月27日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		75,999,530	670,000	76,669,530
	2 国庫補助金	19,543,198	670,000	20,213,198
歳入	合計	405,600,000	670,000	406,270,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		126,866,949	670,000	127,536,949
	1 社会福祉費	10,123,337	348,000	10,471,337
	2 児童福祉費	46,306,424	322,000	46,628,424
歳 出	合 計	405,600,000	670,000	406,270,000